4　残債務の免除

一般債権者は、前項の弁済を受けたときに、残余の免除後一般債権に係る債務を免除する。

5　追加弁済

上記３による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、上記３⑵の基準に従い弁済する。この場合においては、各一般債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たになされた弁済の限度でその効力を失うものとする。

以上

水戸地方裁判所民事部

平成２８年（ヒ）第１００１号

広島県山県郡安芸太田町大字戸河内792番地の１

清算株式会社　三段峡観光株式会社

代表清算人　川本　英介

１　決定年月日　平成28年６月29日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、別紙債権者一覧表（以下「一覧表」という。）記載の各協定債権者に対し、本日現在一覧表記載の債務を負っていることを確認する。

２　一覧表記載の各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日にその債務を全部免除する。

３　第２項の債務免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、一覧表記載の各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、上記各協定債権者が前第２項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

広島地方裁判所民事第４部

包括的禁止命令

平成２４年（再）第２号

愛媛県東温市南方2190番地３

再生債務者　株式会社日進

主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

平成28年７月１日　　松山地方裁判所民事部

監 督 命 令

平成２８年（再）第１号

静岡県沼津市東椎路字春ノ木531番地の１

再生債務者　駿河運送株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　静岡県沼津市市場町８番15号　平岩法律事務所　弁護士　平岩　哲行

平成28年６月30日

静岡地方裁判所沼津支部民事部

平成２８年（再）第１号

福岡県八女市立花町谷川1659番地

再生債務者　倉八紙工株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　福岡市中央区大名２丁目４番22号新日本ビル５階　佐藤・林法律事務所　弁護士　林　　優

平成28年６月29日

福岡地方裁判所第４民事部

再生手続開始

平成２８年（再）第１号

徳島県徳島市南島田町３丁目26番地の６

再生債務者　株式会社フェイス

１　決定年月日時　平成28年６月28日午後３時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年８月５日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成28年８月29日から平成28年９月12日まで

徳島地方裁判所民事部

平成２８年（再）第２号

徳島県徳島市南島田町３丁目26番地の６

再生債務者　東條　英樹

１　決定年月日時　平成28年６月28日午後３時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年８月５日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成28年８月29日から平成28年９月12日まで

徳島地方裁判所民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２８年（再）第１号

京都府舞鶴市字下福井1183番地の７

再生債務者　舞鶴合同青果株式会社

決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。

１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式３万株

２　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間又は財産の給付期間において募集株式の引受人が出資をした日

３　減少する資本金の額　金3000万円全額

４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　２の日

５　募集株式の数　普通株式200株

６　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金５万円

７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間又は財産の給付期間　再生計画認可決定確定の日から１か月以内（再生計画案提出時までに金銭の払込み又は現物出資のいずれかの方法に確定させることとする。）

８　７における出資の目的とする金銭以外の財産の内容及び価額

ア　現物出資者　京都府舞鶴市字上福井117番地　志摩機械株式会社

イ　現物出資の目的財産　志摩機械株式会社と再生債務者との間の平成28年３月９日付金銭消費貸借契約に基づく志摩機械株式会社の再生債務者に対する貸付金債権の一部

ウ　目的財産の価額　金1000万円

エ　現物出資者に与える株式数　普通株式200株

９　増加する資本金の額　金1000万円

10　増加する資本準備金の額　金０円

平成28年６月28日

京都地方裁判所第５民事部

再生手続終結

平成２４年（再）第２号

福井市八重巻町25号85番地

再生債務者　福井編織株式会社

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。

平成28年６月30日

福井地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（再）第１号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町市野々3917（登記簿上の本店所在地　和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満30番地の９）

再生債務者　株式会社松本のれん堂

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画の遂行

平成28年６月30日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２４年（再）第２号

愛媛県東温市南方2190番地３

再生債務者　株式会社日進

１　主文　本件再生手続を廃止する。

保全管理人による管理を命ずる。

２　保全管理人　松山市歩行町２丁目３番15号　白石・安藤法律事務所　弁護士　安藤　　潔

３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。

平成28年７月１日　　松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第１２２号

札幌市中央区伏見２丁目２番25―106号

再生債務者　渡會　　明

１　決定年月日時　平成28年７月１日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年７月22日まで

４　一般異議申述期間　平成28年８月５日から平成28年８月12日まで

札幌地方裁判所民事第４部